

諮問番号：令和２年度諮問第１１号
答申番号：令和２年度答申第２０号

答 申 書

第１ 審査会の結論

〇〇〇保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３１年３月２８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

（１）現在、家には固定電話や携帯電話がない。携帯電話は、外部との連絡を取るため、とりわけ自立のためのハローワーク、企業との面談結果の連絡に必要な手段であるが、処分庁はこのような個人の付帯的状況を考慮せず、一方的、断片的な判断に基づき本件処分を行っていると思われる。

また、本件処分については、具体的な理由や法律に基づく根拠の記載がなく、ダメなものダメと言っているようなものであり、理不尽で全く納得できない。

（２）生活保護制度は「健康で文化的な最低生活」基準を規定し、人として生きるにふさわしい生活を保障するとしている。

〇〇は毎月一般生活費７８，０００円が保護費として保障されているが、この保護費から携帯電話（定価３８，０００円）を買えば、残金が４０，０００円となり最低生活が保障されない。

預金の取り崩しによる自助努力を行ってきたが、そのあおりを受け、現在、日常生活に支障を来している。

法第９条には「必要即応の原則」が定められており、必要に応じ支給される一時扶助（臨時的な一般生活費）と毎月の保護を組み合わせることで初めて「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていると示されている。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 一時扶助（臨時的一般生活費）について

審査請求人は、携帯電話機器の購入費用（以下「本件購入費用」という。）を毎月の一般生活費から捻出すると最低生活が保障されないことから、一時扶助で支給されるべきであると主張している。

しかしながら、一時扶助（臨時的一般生活費）は、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）」の第7の2のとおり、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきもののうち、緊急やむを得ない場合に限り支給して差し支えないとされており、本件購入費用は認定できないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、本件購入費用に係る支給が認められないことで日常生活に支障を来しているとの主張をしているが、本件審査請求外の法第63条に基づく費用返還決定において、返還金額からの控除は認められなかったものの、費消済である本件購入費用相当額の分割納付が認められていることから、審査請求人の主張は失当であると言わざるを得ない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年7月13日	諮問書の受領
令和2年7月14日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月28日 口頭意見陳述申立期限：7月28日
令和2年8月12日	第1回審議
令和2年9月14日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (2) 法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (4) 次官通知の第7の1は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と記している。

また、次官通知の第7の2は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に基づく処理基準である。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の6第1項は、「普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収によ

(8) 平成31年3月18日付けで、審査請求人は、本件購入費用について、一時扶助の適用を求める申請（以下「本件申請」という。）を処分庁に行った。

なお、本件申請に係る生活保護申請書には、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が発行した平成30年10月26日付け38,008円の領収証が添付されている。

(9) 平成31年3月28日付けで、処分庁は本件申請を却下する本件処分を行った。

本件処分に係る通知書の却下の理由には、「携帯電話機器購入費については、経常的一般生活費の中から購入していただくべきものと判断されます。このため、平成30年10月26日付で購入された携帯電話機器購入費については、臨時的一般生活費として認定できないため、保護変更申請を却下します。」と記載されている。

(10) 平成31年4月2日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 審査請求人は、本件購入費用を毎月の経常的最低生活費で賄うこととなれば、最低生活が保障されなくなるため、一時扶助により支給されるべきである旨主張する。

前記1(4)のとおり、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」、「日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」及び「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」がある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとされている。また、被服費等の日常の諸経費については、本来、経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものとされている。

本件についてみると、審査請求人は、携帯電話機器について、ハローワークや企業との面談結果の連絡を取るために必要である旨主張するが、携帯電話機器が、上記処理基準において示されるような最低生活に必要な不可欠な物資であって、その購入が、緊急やむを得ない場合であることについての具体的な主張立証を行っていないことから、本件購入費用は、審査請求人が経常的最低生活費の範囲内で計画的に賄うものとし、一時扶助として認定しないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

(2) なお、審査請求人は、本件購入費用の支給が認められないことで日常生活に支障を来している旨主張するが、前記2(7)のとおり、相続財産に係る法第63条に基づく費用返還について、審査請求人の申出を踏まえた履行

延期が認められていることも考慮すると、本件購入費用の支給が認められないことで、審査請求人の日常生活に支障が生じるとは考えがたい。

(3) 以上のことから、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 谷口 勢津夫

委員 高島 淳子

委員 濱 和哲